

# 学 則

中央情報専門学校

# 中央情報専門学校学則

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、情報・通信技術、ビジネス及び日本語に関する実践的かつ高度の専門教育を行い、もって高度情報化社会における産業経済の発展と人類の福祉及び国際社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、中央情報専門学校と称する。

(位 置)

第 3 条 本校は、埼玉県新座市東北 2 丁目 3 3 番 1 0 号に置く。

## 第 2 章 課程、学科、修業年限、定員並びに休業日等

(課程、学科、修業年限、定員等)

第 4 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

分野	課程	学 科 名		修業年限	入学定員	総定員	備考
工業	専門課程	ITプロフェッショナル学科		4年	20名	80名	昼間
		IT・Web学科		2年	70名	140名	昼間
商業実務	専門課程	ビジネスデザイン学科		2年	50名	100名	昼間
		情報ビジネス科		3年	40名	120名	夜間
文化・教養	専門課程	日本語本科 (進学2年コース)	I 部	2年	20名	40名	昼間 外国人
			II 部	2年	20名	40名	
		日本語本科 (進学1.5年コース)	I 部	1.5年	20名	40名	
			II 部	1.5年	20名	40名	
合 計					260名	600名	

2 本校の別科は、次のとおりとする。

学 科	修業年限	定 員	備 考
パソコン入門コース	1ヶ月	40名	
パソコン速成コース	3ヶ月	40名	
情報処理速成コース	6ヶ月	40名	
CAD/CAM実践コース	3ヶ月	40名	

(学年及び学期)

第 5 条 本校の学年は、4月1日（又は10月1日）に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

(1)前期（後期） 4月1日から9月30日まで

(2)後期（前期） 10月1日から翌年3月31日まで

3 但し、日本語本科1.5年コースに関しては、1年次が10月1日に始まり、翌年9月30日に終わり、2年次は10月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(休 業 日)

第 6 条 本校の休業日は次のとおりとする。但し、校長は、特に必要があると認める場合には、休業日においても授業を行うことがある。

(1)土曜日及び日曜日

(2)国民の祝日に関する法律で休日とされる日

(3)夏期休業日 8月 1日から8月31日まで

(4)冬期休業日 12月21日から1月 7日まで

(5)春期休業日 3月21日から4月 8日まで

(6)埼玉県民の日 11月14日

(7)開校記念日 5月 2日

### 第 3 章 教育課程、授業時数及び職員組織

(教育課程及び授業時数)

第 7 条 本校の教育課程及び授業時数は、別表第 2 のとおりとする。

(始業及び終業の時刻)

第 8 条 本校の始業及び終業の時刻は、別表第 1 のとおりとする。

(職員組織)

第 9 条 本校に、次の教職員を置く。

1. 校長 1 名
2. 教員

	工業専門課程	商業実務専門課程	文化・教養専門課程	計
教員	4 名	3 名	3 名	10 名
講師	3 名	2 名	2 名	7 名
助手				
計	7 名	5 名	5 名	17 名

3. 事務職員 3 名
4. 学校医 1 名

- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

### 第 4 章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰等

(入学資格)

第 10 条 本校の入学資格は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者とする。

- 2 外国において通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者。

(入学時期)

第 11 条 本校の入学時期は、毎年 4 月とする。

(入学手続)

第 12 条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学志願書に必要事項を記載して、第 25 条に定める入学検定料を添えて指定する期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して選考を行い、校長が入学を許可する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、本校の定める日までに第 25 条に定める入学金を添え手続きをとらなければならない。
- (4) 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転入学)

第13条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(休学及び復学)

第14条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により、30日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記して願い出て、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、保証人連署の上、その事由を記して願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(懲戒処分)

第16条 学生が本校の規則に違反したり、学生の本分に反する行為があったときは校長はこれを懲戒処分に付することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第17条 授業料その他の納付金を3ヵ月以上滞納した者は、除籍することができる。

(試験)

第18条 試験は、前期及び後期の終りに各科目について行う。ただし科目の種類によっては、平常の成績をもって試験による評価に替えることができる。

2 前項の定期試験のほか、教育上必要があるときは、随時に試験を行うことができる。

(成績評価)

第19条 成績は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。

(課程修了の認定)

第20条 各学年の課程の修了は、校長が出席状況と学習の評価に基づいて、学年末に認定する。

2 前項による認定の方法は、校長が別に定める。

(原級留置)

第21条 各学年の所定の課程を修了することができなかった学生について教育上必要があるときは、原級に留め置くことがある。

(卒業)

第22条 本科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、試験に合格し所定の単位を取得した者を卒業とし、卒業証書を授与する。

(専門士の称号授与)

第23条 前条により、工業専門課程ITプロフェッショナル学科を修了した者には高度専門士(工業専門課程)の称号を、同IT・Web学科を修了した者には専門士(工業専門課程)の称号を、商業実務専門課程ビジネスデザイン学科、同情報ビジネス科を修了した者には、専門士(商業実務専門課程)の称号を授与する。

(表彰)

第24条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを表彰することがある。

## 第5章 入学金、授業料その他

(入学金及び授業料等)

第25条 本校の入学金及び授業料等は、次のとおりとする。

学 科	入 学 金 (入学時)	授 業 料 (年額)	実 習 費 (年額)	施 設 設 備 費 (年額)	合 計
ITプロフェッショナル学科	100,000	480,000	80,000	120,000	780,000 円
IT・Web学科	100,000	480,000	80,000	120,000	780,000 円
ビジネスデザイン学科	100,000	480,000	80,000	120,000	780,000 円
情報ビジネス科	30,000	480,000			510,000 円
日本語本科	50,000	480,000		48,000	578,000 円

- 2 入学選考料は10,000円とする。但し、文化・教養専門課程日本語本科に限り、選考料を無料とする。
- 3 学生が在籍中は、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 一旦納めた入学検定料、入学金、実習費、施設設備費については、原則として理由のいかんにかかわらず返還しない。但し、3月31日までに入学辞退を届け出て学校長に承認された者については、既納の授業料、実習費、施設設備費については原則として返還する(専願、推薦入学、留学生の学費免除入学などで、代替りの入学者を容易に確保することができる時期を過ぎた場合などはその限りではない)。
- 5 別科の入学金及び授業料等は、別に定める。
- 6 人物が優れ、学業成績等が特に優秀な者は、別に定めるところにより特待生として認定し、授業料などの全額又は一部を免除することができる。
- 7 生活困窮家庭の学生及び外国人留学生など経済的理由で就学が困難な者に対しては、別に定めるところにより、授業料などの一部を減額若しくは免除することができる。
- 8 日本語本科においては、大学の別科等により1年間日本語を履習した者を2年次に編入することを認める。

## 第 6 章 雑 則

(雑 則)

第 26 条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

第 27 条 日本語本科に関する必要な事項は、校長が別に定める。

第 28 条 別科に関する必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則（改定）は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則（改定）は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則（改定）は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則（改定）は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則（改定）は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

2. 第 4 条、第 6 条、第 21 条による授業料、施設設備費、実習費の規定及び第 7 条

の教育課程・授業時数の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則（改定）は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則（改定）は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則（改定）は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則（改定）は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

1. 第 4 条については、平成 7 年度及び平成 8 年度入学生は、従前の学則を適用する。

2. 第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 7 年度及び平成 8 年度入学生は、授業料等について以下の通りとする。

学 科	入 学 金 (入学時)	授 業 料 (年額)	実 習 費 (年額)	施 設 設 備 費 (年額)	合 計
システムエンジニア科	100,000	432,000	200,000	255,000	987,000 円
情報システム 科	100,000	432,000	200,000	255,000	987,000 円
総合ビジネス 科	100,000	432,000	120,000	255,000	907,000 円
情報ビジネス 科	100,000	432,000	66,000	60,000	658,000 円

附 則

この学則（改定）は、平成10年4月1日から施行する。

1. 平成8年度及び平成9年度入学生は、従前の学則を適用する。

附 則

この学則（改定）は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則（改定）は、平成18年4月1日から施行する。但し、日本語本科については平成17年10月1日から施行する。
2. 入学金・授業料等については、平成18年度入学生より適用する。但し、日本語本科については平成17年10月入学生より適用する。
3. 平成15年度、平成16年度及び平成17年度入学生は、従前の学則を適用する。

附 則

この学則（改定）は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この学則（改定）は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改定）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則（改定）は、平成28年4月1日から施行する。